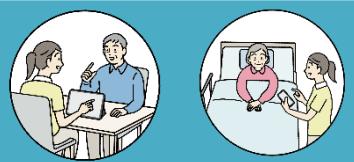


# 介護サービス事業所における ICT機器・ソフトウェア導入に 関する手引き Ver.2 概要版



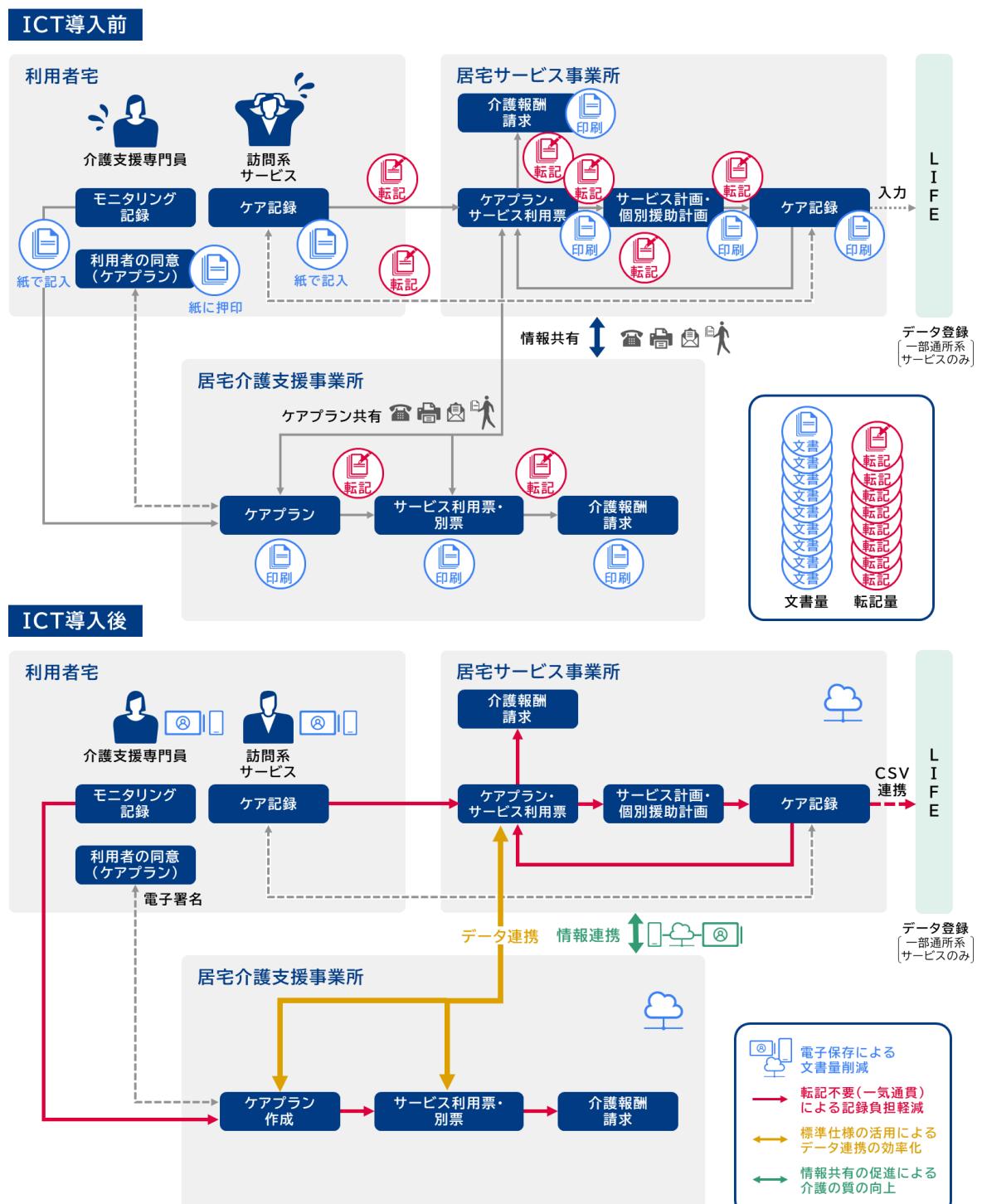
※本手引きは厚生労働省「平成28年度居宅サービス事業所における業務効率化促進モデル事業」にて作成された手引きをもとに、令和3年度にVer.2として見直しを行いました。この概要版では、令和3年度に見直しを行った内容を中心に概要をご説明いたします。

# 介護サービス事業所におけるICT機器・ソフトウェア導入に関する手引き 概要版



## 本手引きの紹介

- 本手引きは、介護サービス事業所を対象にしたICT機器・ソフトウェア導入のためのノウハウ・ポイントを整理し、介護サービスの事業者の皆様がICT機器・ソフトウェアの導入をする際の手がかりとなることを目的として作成しています。
- **ICT機器・ソフトウェアの導入は、介護サービスの提供現場における「生産性向上」のみならず「サービスの質向上」「利用者の満足度向上」にもつながる可能性**を持っています。
- ICT機器・ソフトウェアの導入によって実現できる生産性向上の全体像は、①電子保存による文書量削減、②転記不要（一気通貫）による記録負担軽減、③標準仕様の活用によるデータ連携の効率化、④情報共有の促進による介護の質の向上に分類することができます。



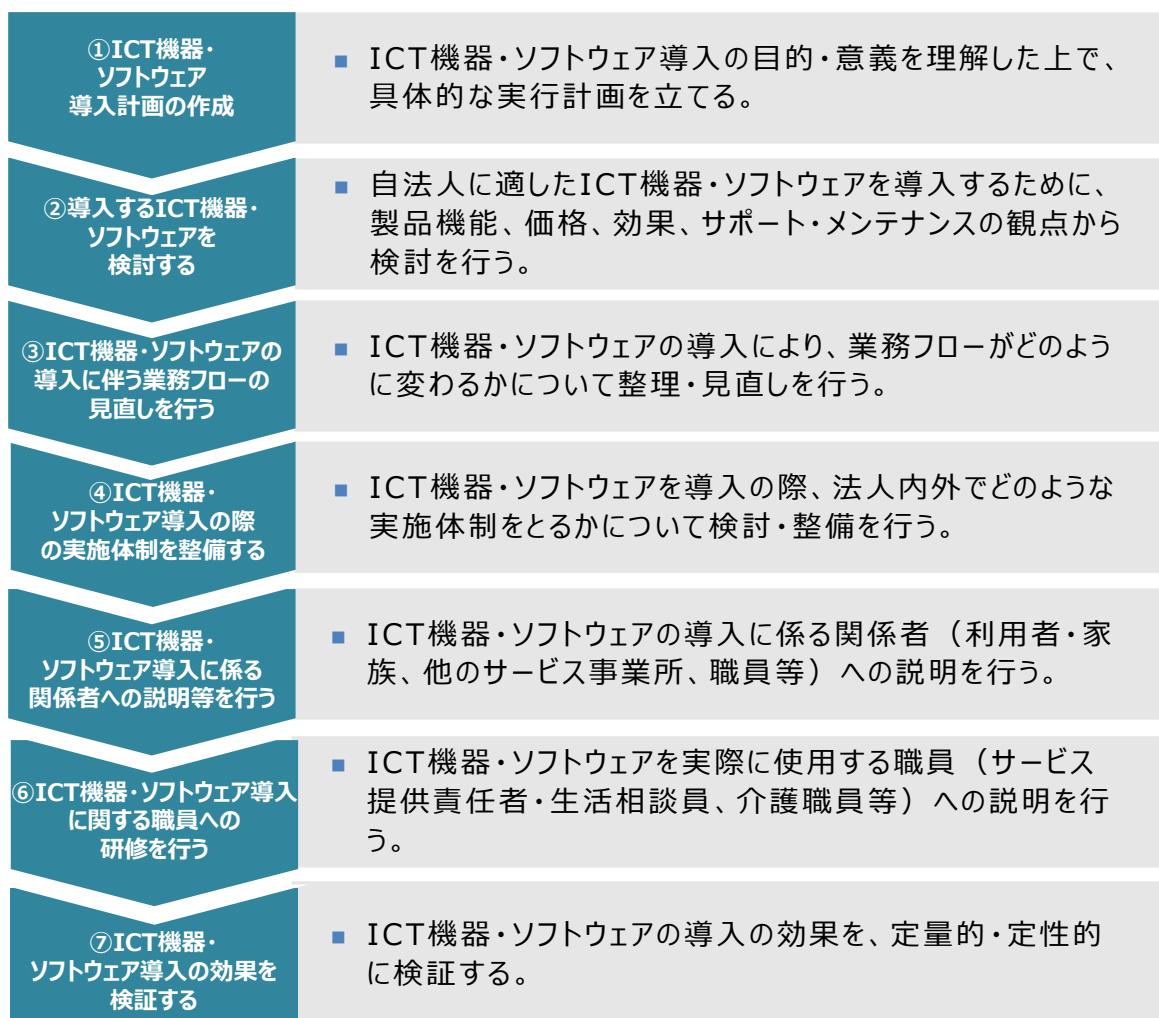


# 介護サービス事業所におけるICT機器・ソフトウェア導入に関する手引き 概要版



## ICT機器・ソフトウェアの導入プロセスを検討する際に含める視点

- 実際にICT機器・ソフトウェアをの導入するにあたっては、まず導入計画の作成が必要です。
- 導入計画の作成にあたっては、以下の視点で考えると良いです。
  - ✓ 導入する対象事業所の選定（法人内のどの事業所に導入するか）
  - ✓ 導入スケジュールの作成（どのようなプロセスに沿って導入するか）
- 特に、導入スケジュールの作成の際に考えられる導入プロセスについては、以下の視点をもとに検討することができます。
- 導入計画作成～本格導入に向けては、各法人の状況によるものの、**少なくとも半年～1年程度の時間を見込むことが望ましい**と言えます。
- また、関係者（利用者・家族、他のサービス事業所、職員等）へのICT機器・ソフトウェアの理解を促すために、①～⑥までの導入準備を終えた後に試行期間を設定することが推奨されます。



## 生産性向上のためのICT機器・ソフトウェアの導入

上記のICT機器・ソフトウェアの導入は、**生産性向上のための改善活動の取組の一部として行われるものであることが望ましい**です。

(参考) 厚生労働省 介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン

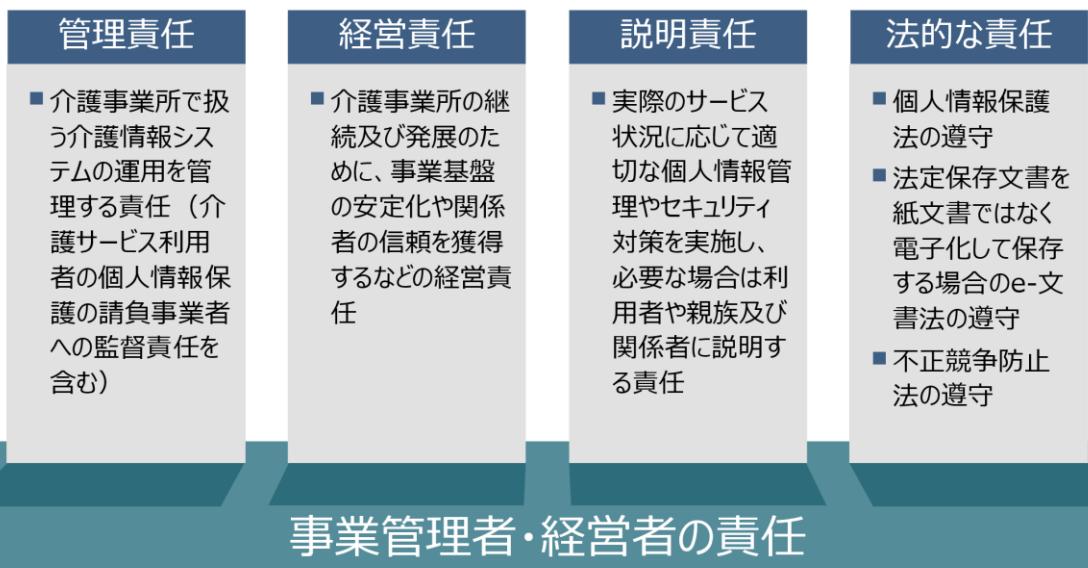


# 介護サービス事業所におけるICT機器・ソフトウェア導入に関する手引き 概要版



## 個人情報ガイドライン・ガイダンスや医療情報ガイドラインの遵守について

- 介護事業者が、個人情報等の適切な管理が出来ていなかったことにより、情報を漏えいさせた場合には、**個人情報保護法等の罰則があるだけでなく、事業管理者・経営者としての様々な責任が問われます。** 主な介護事業者の業務上の責任は以下のとおりです。
- 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成29年4月14日通知、同年5月30日適用、令和4年3月1日改正）（「個人情報ガイダンス」という。）に示されているとおり、**介護サービス事業所は多数の利用者やその家族について他人が容易には知り得ないような個人情報を詳細に知りうる立場にあり、個人情報の適切な取扱いが求められています。**



- さらに、**医療機関等及び医療情報を取り扱う介護関係事業者において、医療情報システムを導入したり、診療情報の外部保存を行う場合には、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第5.2版」（令和4年3月31日医政発第0331第50号）によることとし、各医療機関等において運営及び委託等の取扱いについて安全性が確保されるよう規程を定め、実施するものとしています。**
- 医療情報ガイドラインについては、近年の情報セキュリティの動向を踏まえ、今後も改訂が重ねられるため、厚生労働省ホームページ等から常に最新のガイドラインを確認するようにしましょう。

## 医療情報ガイドライン 第5.2版の主な内容

